

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 96
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

医
科

12月末まで経過措置がとられている加算について

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。2024年の診療報酬改定で12月末まで経過措置がとられていた加算について、1月以降も算定する場合、新たに届出が必要となります（既に経過措置に係る要件を満たした上で届出を行っている場合は改めての届出は不要です。）。

改めて届出が必要な点数

点数名	経過措置の内容	提出期限
外来感染対策向上加算	・感染症法の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関又は医療措置協定にあること。	1/10(金) 必着
感染対策向上加算	・感染症法に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関であること。(加算1・2) ・感染症法に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関若しくは医療措置協定にあること。(加算3)	

医療DX推進体制整備加算 往診時の算定について

厚生労働省は11月5日「疑義解釈資料の送付について（その14）」を発出しました。2024年度の診療報酬改定で初診料に新設された医療DX推進体制整備加算について、往診料算定時に算定可能であることが示されています。

同加算の初診往診時の取り扱いが明確にされていなかったため、往診算定時に同加算を算定したところ、審査機関から「初診算定時に往診料を算定する場合、医療DX推進体制整備加算は算定できない旨の回答を厚労省より得ている」との理由で減点された事例が全国の医療機関が発生しました。こうした事態を受けて保団連が厚労省へ照会したところ、厚労省は「算定できると認識している」と回答。「疑義解釈（その14）」の発出に至りました。

問1 「A000」初診料の「注16」に規定する医療DX推進体制整備加算について、初診料算定時に「C000」往診料を併せて算定する場合も算定できるか。（答）算定可能。

（「疑義解釈（その14）」より該当箇所を抜粋）